

平成31年第1回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成31年1月16日(水) 午後3時50分
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 | 4番 | 伊藤 新司 |
| 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 | 7番 | 村上 浩一 |
| 8番 | 石田 健治郎 | 9番 | 楡崎 宣明 | 10番 | 伊藤 美和子 |
| 11番 | 萬代 泰生 | 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 | 18番 | 桑原 正彦 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|------|-------|
| 瀧山 勝弘 | 安永 彰 | 山縣 正明 |
|-------|------|-------|
- 5 欠席農業委員
- | | | |
|---------|----------|-----------|
| 1番 倉増 知 | 12番 井町 哲 | 15番 安富 法明 |
|---------|----------|-----------|
- 6 欠席推進委員
- | | | |
|-------|--------|-------|
| 植山 淑子 | 大橋 つや子 | 山中 佳子 |
|-------|--------|-------|
- 7 事務局
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後3時50分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今から平成31年第1回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19名中、16名よって定数に達しておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。欠席委員につきましては1番、倉増委員。12番、井町委員。15番、安富委員でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名したいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは氏名します。4番、伊藤委員。8番、石田委員。よろしく願いいたします。先程の会議が少々遅くなり、開始時間が遅くなっておりますので、余計な挨拶は端折たいと思います。それでは議事に移りたいと思います。</p> <p>議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。1から2を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地に隣接する居宅も合わせて購入し、そこを拠点とし農業を営むため申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件について、譲受人は新規の農地取得ですが、農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2号の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。遠方に居住しており、後継者もない譲受人からの申し出により現在借り受けている申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件について、自作地、借受地について適正に耕作されています。第2号、第3号には該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2号の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>

議長	<p>ありがとうございました。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。その前にちょっと一言ほど、現地調査をされました委員さんが新しい委員さんで、しかも2名とも今回美東の方でございますので、わからないところは会長の私の方より補足をいたします。お願いいたします。</p>
2番	<p>2番、宮崎ですが、ここは確認に行きまして、地図的には私は全く分かりませんが、状況としましては今、事務局の方が申しあげましたように別に問題になるような所ではなかったように私は思いますので、ご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>場所的にはですね。●●●●号線ですか。●●●●●線と言うんですかね。●●に行きまして、●●より昔、●●●●●と言うのがありましたけど、それに行く旧道の方へ行きまして、●●の●●という所がありますけれど、そこよりお地蔵さんの所を右折して入ってすぐ左折して入った所の付きあたりが家でございます。宮崎委員が言われた通り、きちんと耕作管理はされていたように思います。では、地元委員より大橋委員はいない。では安部委員でもどちらでもいいですが</p>
5番	<p>馬屋原委員です。</p>
議長	<p>馬屋原委員、補足ありましたらお願いいたします。</p>
17番	<p>この●●●●は●●●●ですけれど、立派にやられてると思いますし、全然問題ないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それで1番と言われましたので、1番につきまして、地元委員は萬代さん。大石さん帰られたので、大石さん直接なかったのが帰られた。 わからないですよ。実はですね。平成26年に●●さんが取得された農地なんですけれど、その後住所も●●●の方になっておりますので、上の方が本当に肥培管理がその後されているのかとどうかというのを、現地調査とは別に現地を確認をしてみたところ耕作どころか管理もされていませんでした。耕作がきちんとされておらなければ転用はできないよというやつがあります。</p>
17番	<p>だけど、委員会に出すためには事前に現地の調査をしといて出すべきであって、そんなぬるい事はいけんよ。</p>
議長	<p>これ新規ですから調査がないんですよ。</p>

17番	無いでも、基本的に、おまけに1300㎡だから、ほとんど1000㎡なんだから実際いったらないから。
議長	それは無いんです。次買ってくれるからその方がうれしいんですけど、何か他にご意見がございませんか。よろしゅうございます（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定を致します。それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から5までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	<p>5件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から南西へ900mの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請人は大宰府市に居住する会社員です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電主力49.5kwの太陽光発電施設1区画を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●から西へ1.4kmの位置にある都市計画法に基づく用途区域内にある第3種農地です。申請人は宇部市に居住する会社員です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電主力49.5kwの太陽光発電施設1区画を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請地は●●●●●から北西へ2.6kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は市内に居住する会社員です。申請地を取得し、売電事業を行うため最大発電主力49.5kwの太陽光発電施設1区画を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。申請地は●●●●●から北西へ2.4kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は東京都千代田区に本店を置く金融業を営む者です。申請地を取得し店舗及び駐車場を設置するものです。なお、全体面積は3782.94㎡となっております。この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>5件目。申請地は●●●●●から西へ650mの位置にある圃場整備されている第1種農地です。申請人は市内に本店を置く自動車</p>

	<p>整備業を営む者です。受注業務増加に伴い申請地を取得し故障車置き場、作業者駐車場、コンテナハウス、スーパーハウスを設置するものです。第1種農地を対象とする転用ですが、農地法施行令第35条第4項に該当し許可の対象となるものです。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>2番、宮崎ですが、1番、2番、3番ともにですね、一応太陽パネル等の設置の所でございますが周辺等、農地に対しての問題になるようなところはございませんでしたのでご報告をさせていただきます。以上です。場所的には、地理的にはちょっと若干不得手でございます。</p>
議長	<p>4番、5番。</p>
2番	<p>4番、5番合わせて。4番は●●●●線●●というところから●●の方へ回ります。それに伴いまして●●●の方から●●の方へ向かうと途中で●●●になっている所がありまして、そこを地名●●●と申しますが、そこへ●●●●●が建築するようになっております。そこに農地が一部ありますので、前にもありましたが、一応確認事項になろうと思っておりますが、別に問題になるような所ではございませんでした。合わせてご審議願います。それから5番につきましては、先程事務局の方から説明がございましたが、●●●●●の●●●●●の●●の信号機があると思っております。そこに車を運ぶ業者さんの家がございます、それから●●●●●号線、●●集落の方へ向って500mくらいの所に竹林等に覆われた農地がございました。そこに、事故処理車を置きたいという旨ございまして、確認いたしました。別に問題になるような所ではございませんでしたのでご報告をいたしておきます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは1番と2番と3番の場所について説明いたします。</p> <p>1番につきましては、ここより●●●方面に向かって行きまして●●●●●の下にもう既に太陽光パネル何枚か田んぼに入っておりますが、その続きの農地でございます。2番目につきましては、それをもう少し●●●の方にまいましたら、途中より右に曲がって●●●●●、●●●の方に抜ける道があると思っております。この道を●●●の方に抜けまして●●●にぶつかった所から、見るのには車で行ける1番最良の所じゃないかと思いましたが、そこより●●●の方側の●●●の方に沿った水田でございます。もうその一角ほとんどみんなセイタカアワダチソウ等が生えておりまして、一部の田んぼが耕作されておりますが、ほとんどの田んぼは耕作が放棄されている状況の所でございます。3番につきましては、●●●●●。先程言いました●●●●●とあそこで●●●●●との交差</p>

	<p>点がありますが、その交差点を過ぎて50mくらい行った所の右側でございます。向こう側は●●さんと言う方の宅地で、手前は●●●●でございます。その間に挟まれた農地で、道路の反対側が川でございます。そういうふうな所でございます。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
22番(推進委員)	<p>推進委員の山縣です。今、委員さんが言われたように別段問題はないと思います。よろしく申し上げます。1番、2番についてです。</p>
議長	<p>3番、馬屋原さん。</p>
17番	<p>3番も別段問題ないと思います。</p>
議長	<p>4番。</p>
21番(推進委員)	<p>推進委員の安永です。別段問題ないと思います。</p>
議長	<p>5番。</p>
13番	<p>13番、武藤です。当日伺いましたが、特に問題はないと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ありましたらお願いいたします。</p>
9番 議長	<p>農地最適化利用ということがあると思うんですけど、この太陽光発電というのは農地の最適化利用という中に含まれるんですか。含まれないです。そうですね。事務局。これ転用でございませう。最適化利用事業とは先程も出てきましたけれど、あれは10年間一時転用で太陽光をやるとかそういうふうな感じ。他に何かございませうか。よろしゅうございませうか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>

議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をし常設審議委員会の方へ附します。</p> <p>それでは続きまして議事順位第3 議案第3号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>1件目。申請地は、●●●●●から南西に2.3kmの位置にある農用地区域内農地です。植林をするための除外申請です。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>2番、宮崎です。現地は先程事務局が言われた通り、●●●●●で●●●●●という所で行っていただきました。その県道より500m入った所に現場がありまして、状態は畑地の状態でそこに果木と言いますか柿の木の本が古くなった物が3本程度生えておりました。それを伐採され、新しく杉を植林したいという旨で行っていただきました。さほど問題になるような傾向はなかったように思いますのでご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員の方より何か補足説明がございましたらお願いいたします。</p> <p>地元委員が帰っていらっしゃいますので、私の方から補足と言うよりは、実は杉を植えたいという話でございましたけど、できたら落葉樹のナラカクヌギか植えられたらどうですかというふうな話でございました。今、柿の木もありましたけれど、栗の木が枯れております。若干山の方から孟宗竹も生えてきているような状況でございます。別に問題はないと思ひます。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。</p>
6番	<p>質問なんですけど、隣はもう山林になっているんですか。右の方。</p>
議長	<p>右は無いです。左が栗畑になっています。</p>
6番	<p>でもこれ山林と書いてあります。</p>

	(発言多数で聞き取り不能)
議長	すみません。これ半分くらい山になっております。僕の言った左側は田んぼがあるんです。下にありますよね。この辺りまで山がせめています。この辺りに枯れた栗の木や柿の木がありまして、ある所はきれいに管理されています。
6 番	用悪水路、これには問題ないんですかね。
議長	そうですね。これも●●さんの用悪水路ですから、上の田んぼにくっついている用悪水路ですからあまり問題はないと思います。それで下とは段差がかなりあります。1 mくらいあります。
4 番	下の●●さんと●●さん、これまだみんな耕作地なんですか。
議長	耕作地です。畑で作っておられます。他に何かご意見はございませんか。それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議結果を意見とし決定とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第3号は協議結果を附して市長の方へ送付いたします。 続きまして議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 今回、全体で14筆でございます。全体面積が383,981㎡。貸し手が2名、借り手が2名でございます。この度山地番が5桁になって、一番左が1となっておりますが、この●●●●さんの貸し手のところ一番新しく山地番が加わりましたので、今までは山、耕と付けておりましたが、この地番で判断していただけたらと思います。農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件全てに法律的に耕作することが認められる。また、常時従事することが認められる事をご報告申し上げます。以上でございます。

議長	ありがとうございます。委員のみなさんから何かご意見ございましたらお願いいたします。
6 番	採草放牧地ですか。これ。
17 番	放牧地でしょ。
議長	放牧地ではないです。
事務局	牧草を植える予定です。
議長	よろしゅうございますか。岸さんいいですか。
6 番	1つだけ気になって、1番上の山林があるでしょう。登記上の山林。
議長	農業委員会は現況主義と登記主義と両方を採用しますので、宅地であってもそこが実際には畑になっていたり、田んぼになっていたら農業委員会の許可がいきます。
6 番	ここは今現行、原野と山林とあるけど、原野みたいな形になっている。
議長	多分これ今から畑で●●●●さん達が畑で作られるんだと思います。そうでしたね。村上さん。
7 番	今、会長が言われた通りです。
議長	それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。

議長	<p>ありがとうございます。議案第4号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>続きまして議事順位第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを1から11までを報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>11件朗読。</p> <p>1件目。借り手の経営規模縮小のため双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>2件目。高齢のため双方の合意により解約されたものです。これからは自己保全される予定です。</p> <p>3件目、4件目。双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>5件目、6件目、7件目。高齢のため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>8件目、9件目。新たに利用権を設定するため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>10件目。新たに利用権を設定するため双方の合意により解約されたものです。</p> <p>11件目。農地法第3条農地所有権移転許可申請のために双方の合意により解約されたものです。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ちょっとすみません。5、6、7は次は決まっているんですか。</p>
16番	<p>決まっておられません。</p>
事務局	<p>決まっていないです。6番の●●さんの土地の表示の●●●の2筆はまた後に転用で出る予定になっております。</p>
議長	<p>まだほとんどが決まっていないようでございますので、担当地区の農業委員さんは地区の担当の推進委員さんと相談されて新しい耕作者を探していただくようにご協力をよろしく申し上げます。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見ございませんか。発言がないようでございますので、以上をもちまして報告第1号は終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして議事順位6 報告第2号 農地転用現況証明についての1、2を事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請が1筆。昭和30年代より耕作放棄後、以降通路として利用されている状況でございます。</p> <p>2件目。申請が1筆。昭和50年頃に耕作放棄後、現在は雑草、雑木が繁茂している状況でございます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは続きまして、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>2番、宮崎ですが、今執行部が申しましたように確認をしました。絵も載っております。この道自体が今の農地の半分くらいですかね。少しほどかかっている状態でしたのでこの申請になりました。別に問題はないと思いますのでご審議願います。それから、2の方ですが、●●●●●の●●●●●の所の河川の隣に荒廃した土地がございました。そこでございまして。別に問題のあるような所では無かったように私達は思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。1番の場所につきましては、石田委員の家の近くでございますので、場所の説明を石田委員にお願いします。</p>
8番	<p>8番の石田です。場所の説明をするという事で指名がありましたので</p>
議長	<p>補足説明はいいですよ。場所だけで。</p>
8番	<p>●●●●●を●●●●●の前から北上して、●●●●●に向かい●●●●●が右手にあります。そこから●●●●●に入っていきます。●●●●●とあります。●●●●●という川があります。その手前から新しい道路、バイパス沿いに上がっていく細い道、それを50m上がると右手側の方に●●●●●さんの自宅があります。先程、耕作放棄後と事務局の方が説明しましたがけれど、道路にするためにここを利用したということ。耕作放棄はその周辺をされておられる。放棄はありませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いします。</p>
22番(推進委員)	<p>22番の山縣ですが、今委員さんと地元の石田さんが言われた通り別段ありません。</p>

議長	その次お願いします。
10番(推進委員)	10番の瀧山ですが、当日みなさんと一緒に立ち合う事ができませんでした。これは携帯を忘れて行った為に、時間が早くなったというのを知らないでその時間前20分くらい前から行って待っていたんですが、来られないので、実質は早くなかったです。だけど行くのは行きました。今、委員さんがおっしゃる通り雑草と木が生えており、畑になるような状態ではございません。以上、よろしくお願いします。
議長	<p>ありがとうございます。2番につきまして、私の方からちょっと補足しておきます。今持っておられる方が●●さんと言われる方なのですが、どうも最初の所有者が亡くなられて次に所有権が移って、その時に名義変更、相続をせずに、また相続された方が亡くなられて、その奥さんの方にいきまして、奥さんがまた亡くなられて、奥さんの方の親戚にいったということで、全く分からないというか、持ち主は分かっているんですけど実際の最初に耕作放棄をされた時点、50年頃と書いてありますけれども、その辺の経緯もあまりよく分からないと、今の持ち主は全くその辺は分からないという状況の土地でございます。確かにもう周りは藪でございまして、川の一部に誰かが畑を作っておられるような状況の所でございます。別段問題ないと思います。</p> <p>以上でございますけど、委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。特に発言もございませんので、以上をもちまして報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それではその他の方に入りたいと思います。農業相談日はございませんでしたので、報告はございません。以上で本日の審議を終わりますけれども、委員のみなさんより何か特にご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>私の方から1つご報告をしておきます。実はかなり前になるんですけど、●●●の方より1件和解の仲介の申し立てがございまして、今に至っております。実は昨年暮れに申し立てをされた方が亡くなられて、たまたま知らないでその家に行ったら主人が亡くなったという話を聞きまして、和解の仲介を受けたんですけど、どのように取扱いましょうと言ったら何かそのような事を申し立てた事は聞いているけれど、井手の事というのも聞いているけど、奥さんは農業をすることもできないし、股関節や膝に人口関節を入れておられるので、子供たちも帰って今すぐするというのはまず考えられないので当面はいいですと、そのまま取り下げでもいいですし、申立人死亡につき中止というふうな格好でもいいですから処理をしておいてほしいという事でございました。よってこの和解の仲介は無かったと言う事で、萬代委員、岸委員、俵委員、寒い時に何回も何回もありがとうございます。以上でございます。では、事務局の方から。</p>
事務局	それでは日程についてお知らせをいたします。総会は2月18日でございます。農業相談は2月12日、美祢地区は阿部委員、美東

事務局	<p>地区は桑原委員、秋芳地区は武藤委員さんでございます。現地調査は2月7日木曜日、桑原委員さん、伊藤太一委員さんをお願いしたいと思います。以上でございます。</p> <p>号令</p> <p>午後4時40分閉会。</p> <p>議事録は正確なることを認め署名、押印する。</p> <p>平成31年1月16日</p> <p>議長 _____</p> <p>署名委員 _____</p> <p>署名委員 _____</p>
-----	--

--	--

--	--

